

講座「平和研究 Ⅰ」:第6回講義概要

近・現代世界における戦争および戦争犯罪の諸問題

担当:田中利幸(広島平和研究所)

### 「正しい戦争」・「不正な戦争」という考えの発生

中世ヨーロッパでは、当時の思想的支柱であったカトリック教会の神学者や思想家が、戦争について「正当戦論」という論理、すなわち戦争は不正で犯罪である場合もあるし正義で合法である場合もあるという論理を展開した。

特にアウグスチヌス(Augustinus, 354-430)は『神の国(De Civitate Dei)』という著作の中で、教会の見地に立った正当原因および法的根拠をもつ「正戦」とそれ以外の「不正戦」を明確に区別。この理論がスコラ学派により引き継がれた。中でもトマス・アクィナス(Thomas Aquinas, 1224-74)の『神学大全(Summa Theologica)』は「正戦論」をいっそう発展させ、戦争の正当原因として次の三点をあげた:

- (1) 君主のみが戦争宣言の資格を有する(=私戦観念の除去)
- (2) 戦争の原因が正当でなければならない
- (3) 戦争は正しい意図で行われねばならない

すなち、自ら犯した誤りのために攻撃される者は、その誤りにより戦争攻撃の対象とされるに値するという考え。このトマス・アクィナスの正戦論はローマ法王の権威によって支持され、君主が受け入れ、現実の戦争に適用された。

### 正戦論の適用の困難さ 戦争法の設定

グロチウス(Hugo Grotius, 1583-1645)は、三十年戦争の最中に著した『戦争と平和の法(De jure belli ac pacis, 1625)』の中で、野蛮人でさえ恥とするような暴力的な戦争に対する抑制の欠如がキリスト教世界には見られるとして、戦争における残虐行為の「緩和」を説いた。彼はまた、自分の側に不正があることを認識できないような「克服し得ない無知」によって戦争が起きる場合には、交戦者双方とも正当とみなさなければならないとして、正戦論を現実に適用するには限界があると主張。

国際法学の創始者といわれる学者の一人ヴァッテル(Emer de Vattel, 1714-67)は、自著の『国際法(Droit des Gens, 1758)』において、自然状態の中で並存する主権国家の自由、平等、独立を強調した。しかし彼もまた、戦争については正戦論を支持しながらも、国家は独立した存在であり相互に相手国に対する判定者となりえないし、しかも国家をこえた判定者が存在

しないため、どちらが正しいか疑わしい場合には双方とも正当な原因をもつと認めなければならぬとして、「無差別戦争観」の考えを示唆した。彼はさらに、人道上の要求から、交戦国に対して戦争遂行中にも一定の規則の遵守を義務づけることが必要であり、戦争に参加しない国は中立の権利義務をもつという中立制度の観念も提示。

このようにして、「正戦論」を現実状況へ適用することが困難なことから、少なくとも戦争は「戦争法」という規則に基づいて行われるべきであるという考えが次第に広まっていった。

### 戦争法 = 国際条約の発展

1864年ジュネーブ外交会議 = 10ヶ条からなる「戦場における軍隊中の負傷軍人の状態改善に関するジュネーブ条約」(第1回赤十字条約)採択。戦争での兵士の保護を謳ったこの最初の国際条約は、ヨーロッパの12カ国代表により署名された。

1899年ハーグ平和会議 = 26カ国政府が代表派遣:

- 1) 国際紛争平和的処理条約
- 2) 陸戦の法規慣例に関する条約
- 3) 1864年「ジュネーブ条約」の原則を海戦に応用する条約
- 4) 「陸戦の法規慣例に関する条約」
  - \* 軽気球上から地上に投射物や爆発物を投下することを禁止する。
  - \* 窒息させるようなガスや毒ガスの使用禁止。
  - \* ダムダム弾使用禁止(dumdum ダムダム弾 = この銃弾は人体に命中すると、被弾部が裂けて傷を大きくし殺害するという残酷なもの。)

1907年第2回ハーグ平和会議 = (ラテンアメリカ諸国を含む)44カ国参加。13の条約、2つの宣言、2つの決議を採択。ここでもその大部分は戦争法、特に海戦に関する戦争法。これは、資本主義の展開によって海外植民地獲得や国際通商をめぐるの海戦が増大していた当時の国際社会の状況を反映するものであった。(第3回平和会議開催は作業準備が謳われていたが、第1次世界大戦の勃発で挫折。)

このように「戦争法」が徐々に確立されることにより、戦争において「戦争法」に違反する行為は「戦争犯罪」とみなされるようになってきた。

### 問題点 = 「文明国」間だけに適用される戦争法と総力戦の登場

19世紀の諸条約締約国のうちいわゆる「文明国」、すなわち欧米以外の諸国はわずかであり、

ラテンアメリカ諸国の多くもようやく1907年になって平和会議に参加したにすぎないという事実は、それらの条約は「文明国」以外の諸国を相手にする戦争には適用する必要がないと考えられていたことを反映している。

例えば、ようやく「文明国」扱いされたと自認した明治時代の日本は、日清戦争(1894-95)に際して、戦争法の遵守を宣伝し、清国にも啓蒙によるその普及に努めるとまで主張。(しかし実際には、「旅順虐殺事件」のような残虐な戦争犯罪を起こした。)日露戦争(1904-05)においても、日本は「文明国」として戦争法の模範的遵守に努め、ロシア兵捕虜を丁重に取扱った。このような日本の態度は、逆に言えば、「文明国」以外の国を相手にする戦争においては、戦争法を必ずしも遵守しなくてもよいという認識に基づいていたと言える。

植民地戦争についても、19世紀後半以降のアフリカなどでの植民地闘争においては、ヨーロッパの植民地本国は相手の法的存在さえ認めず、せいぜい内戦とみなして戦争法の適用を拒否し、現地住民に対して様々な残虐行為を犯した。しかし、そうした残虐行為は「戦争犯罪」とは認識されなかった。

第一次世界大戦(1914-18)は、歴史上それまでに見られなかった大規模な戦争となり、総力戦(参戦国のあらゆる人的・物的資源を活用し国民全員を巻き込む戦争、すなわち戦闘員と非戦闘員[=一般市民]の区別が消滅する戦争)的な色彩をおびた。さらには科学技術の軍事利用の結果、航空機や毒ガスも使用され、市民にも多くの被害者が出るようになった。これらの新しい事態に対し、従来の戦争法規の内容が極めて不十分であることが明らかとなった。かくして第一次世界大戦は、「文明国」間の戦時における利害調整として位置付けられた戦争法の実効性を崩壊させ、今後の戦争においては、新しい形態の武力紛争の実態に対応した新しい戦争法ないし人道法が必要であることが明らかとなってきた。

#### 第一次大戦後から第二次大戦にかけての戦争法の不備

第一次世界大戦で既存の戦争法の不備・不適切が反省され、戦争法の修正は1922年のワシントン会議、同年末のハーグでの法律家委員会による空襲、毒ガスさらに潜水艦の規制案作成という作業から始まった。

国際連盟主催の軍縮会議(1932-33年)においても、毒ガスや空襲といった新しい戦争手段の規制の問題が取り上げられ、軍備規制ないし縮小の措置の一環として位置づけられた。この会議においては、化学・細菌兵器の使用禁止問題が検討され、軍縮条約案(48条)中にもこれらの点が明記された。また同会議で、空襲に対する一般住民保護措置の問題が取り上

げられ、将来の紛争の場合に空襲が市民にもたらすであろう危険を十分に認識して、空軍の制限措置が検討された。しかし軍縮会議は国際情勢緊迫の中で、1933年、なんら具体的成果をあげずに中止された。

第二次世界大戦における高度に発達した科学技術の軍事利用(戦略爆撃の大規模展開や原爆開発)や戦闘形態の変化(占領地域での抵抗運動やパルチザン戦の一般化)は、既存の戦争法ではもはや規制できない様々な事態を第一次世界大戦期よりさらに多く生み出し、戦略爆撃や原爆投下は合法的か否か、一般住民はどのような法的保護を受けるべきか、抵抗運動にはどのような法的地位が与えられるべきか、といった種々の問題が浮かび上がってきた。

### 第二次世界大戦後の人道法の形成

第二次大戦後の戦争法の形成は、1949年ジュネーブ条約の成立を頂点とする大戦処理という性格をおびた改訂作業と、1977年追加議定書にいたるその後の主な武力紛争(とくにベトナム戦争)の状況を考慮に入れて人道的な規制を追加するという作業に大別される。

1949年開催ジュネーブ外交会議(正式名「戦争犠牲者保護のための国際条約作成のための外交会議」) = 59カ国代表、赤十字国際委員会、赤十字社連盟専門家、ならびに12団体のオブザーバーが参加。

「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約」、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約」、「捕虜の待遇に関する条約」、「戦時における文民の保護に関する条約」の4条約(総計429ヶ条)の戦争犠牲者保護条約(いわゆる「ジュネーブ諸条約」)を採択。それまで直接の規定対象とならなかった文民(=一般市民)に一定の範囲で保護が与えられた。

1977年追加議定書 = 民族解放闘争(特にアルジェリア独立闘争とベトナム戦争)がジュネーブ条約の適用可能性について問題提起を行った。とりわけベトナム戦争は、高度技術兵器(例:エージェント・オレンジやクラスター爆弾)の無差別的で大々的な駆使とゲリラ戦(人民解放軍)という対照的戦闘手段の採用の中で、それまでの人道法諸規定の不十分さや限界が明らかとなった。こうした現代武力紛争に対応できる人道法を打立てるため、ジュネーブ諸条約を再検討する必要性が国際的に認識されるようになった。

ベトナム戦争における「北爆」開始の1965年に開催された第22回赤十字国際会議では、す

すべての政府および武力紛争時に戦闘に責任を負うすべての当局が少なくとも遵守すべき4原則が宣言された。

- (1) 紛争に従事する当事者は、害敵手段の選択に関して、無制限の権利を有するものではない。
- (2) 一般住民そのものに対して攻撃を行うことは禁止される。
- (3) 敵対行為に参加する者と一般住民の間の区別は、後者ができる限り被害を免れるように、あらゆる場合になされなければならない。
- (4) 戦争法の一般原則は、核兵器および類似兵器に適用される。

(なを、国連総会決議2444(XXIII)は、上記決議中(4)を除く3原則をそのまま採用した。)

以後赤十字国際委員会と国連の協議により、人道法の現状と問題点の検討ならびに補充や改訂の作業準備が急速に展開。その結果、1977年の「国際人道法の再確認と発展のための外交会議」において、二つのジュネーブ条約追加議定書が採択され、戦争時における一般市民の保護が法的に確認されるに至った。しかし、軍事大国であるアメリカやフランスが(第一)議定書の批准を拒否していることが条約の効果的な実践を困難にしている。特にアメリカは、ジュネーブ条約追加議定書に明らかに違反する戦争犯罪行為を、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争でと、次々に行っている。

#### アジア太平洋戦争(1931-45年)中に日本軍が犯した戦争犯罪の諸例

- \* 南京大虐殺
- \* 三光作戦
- \* シンガポール・マレー半島の華僑虐殺
- \* 細菌戦
- \* 毒ガス兵器
- \* 泰緬鉄道建設における捕虜と労務者虐待

(以上添付資料、『キーワード・日本の戦争犯罪』からの抜粋コピーを参照)

- \* 従軍慰安婦と強姦(第5回講義概要参照)

#### 推薦参考図書

- \* 藤田久一著『戦争犯罪とは何か』(岩波新書、1995年)
- \* 藤田久一著『新版・国際人道法』(有信堂、1993年)
- \* 小田部雄次、林博史、山田朗、共著『キーワード・日本の戦争犯罪』(雄山閣、1997年)
- \* アジア民主法廷準備会編『日本の侵略』(大月書店、1992年)
- \* 家永三朗著『戦争責任』(岩波書店、1985年)